

前回の議論の内容について

- 前回（平成 25 年 11 月 6 日）の部会において、費用対効果評価に係る検討項目やその検討スケジュール等について、下記のようなご指摘を頂いた。

（1） 評価対象技術の範囲について

- 諸外国の実施状況を参照すると、対象技術としては、医薬品、医療機器が中心であり、医療者等の技術を対象としていることは、ほとんどないことから、当面の間は、評価対象技術について、医薬品、医療機器を中心にする事として、検討を進めてはどうか。
- 評価対象技術について、医薬品、医療機器を中心にする事としながらも、先進医療として実施している医療者等の技術の中に、費用対効果評価の考え方を適用する可能性がある医療技術があるのではないかと。必要に応じて検討対象にすることを念頭においてはどうか。
- いずれにしても、検討を進めていく中で、必要に応じて、評価対象技術の範囲については見直していくことがよいのではないかと。

（2） 評価の実施体制・実施組織等について

- 諸外国の実施状況を勘案すると、ほとんどの国で公的な評価組織を設けていることから、我が国においても、評価組織の検討が必要ではないかと。
- 評価組織のあり方について、特に独立性、公平性、透明性が重要になるのではないかと。
- 評価組織のあり方について、検討が必要な項目が多岐にわたるため、その議論と並行して、その他の検討項目について、具体的な検討を進めてもよいのではないかと。

（3） 具体的な検討のためのデータ提出について

- 評価対象技術の範囲について、医薬品、医療機器が中心となる場合は、企業が収集したデータを提出し、提出されたデータを元に検討を行うことにより、着実に検討を進めることができるのではないかと。その中で、提出されたデータが、中立なものであるかどうか、検証することが必要となるのではないかと。
- データの提出を求める際は、価格等に含まれる内容が各国で異なることが想定されることから、について、我が国の制度・実態に合わせた形で提出を求めてはどうか。
- 例えば、新規収載の際等に、費用対効果が評価可能なデータについて、企業に提出を求めることとしてはどうか。

（4） 提出されたデータの検討等の仕組みについて

- 諸外国の実施状況を勘案すると、費用対効果のデータの分析・提出について、企業が行うことが多くあることから、企業が提出したデータについて、検証する仕組みが重要ではないかと。

（5） 費用対効果評価に係る国民の理解を高めるための取組について

- 費用対効果評価について、検討が進められている段階から、医療を受ける側も含め、国民にわかりやすく説明していくことが重要ではないかと。